

令和8年度庄内地域転入促進事業(大学生対象バスツアー)実施業務基本仕様書

<企画提案用>

1 委託業務名

令和8年度庄内地域転入促進事業(大学生対象バスツアー)実施業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年12月25日まで

3 事業目的

庄内地域及び庄内からの進学者が多い新潟県在住の大学生等を対象に、地域で活躍する人々の取組みと地域への思いを直接聞く機会、また、地域活性化や地域課題解決に取り組む若者団体との交流機会をコンテンツとしたバスツアーを実施し、参加学生の将来的な地域への定着・回帰を図ることを目的とする。

4 業務内容

(1) 実施時期

令和8年9月に1回実施

(2) 実施期間

連続する2日間(1日目の午前から2日目の午後まで)

(3) 実施方法

貸切バスにより庄内管内を巡るバスツアー方式

(4) 実施エリア

山形県庄内地域

(5) 参加対象

庄内地域及び庄内からの進学者が多い新潟県在住の大学生等 20名程度

※ 新潟県在住の大学生等は5名程度を想定

※ 「大学生等」は、大学・大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関に在籍する生徒を想定

(6) 実施内容

日 程		内 容
1 日目	午前	○ 集合場所：鶴岡駅または酒田駅 ○ 【企画プログラム】 ○ (昼食)
	午後	○ 【企画プログラム】 ○ (夕食) ※参加学生同士の交流機会を設定(3時間程度)
2 日目	午前	○ 【企画プログラム】 ○ (昼食)
	午後	○ 【企画プログラム】 ○ 解散場所：鶴岡駅または酒田駅

※ 前表の【企画プログラム】には、以下の観点のコンテンツを設定すること

- ◎ 地域で活躍する人々の取組みと地域への思いを直接聞く機会
(例、地元愛が強いUターン起業者、企業代表者 など)
- ◎ 地域活性化や地域課題解決に取り組む若者団体との交流機会
(例、学生サークル等の取組みに実際に参加 など)
- ◎ その他、事業目的の達成に向け効果的なコンテンツ

(7) 参加者の食事・移動手段

- ・ ツアープログラム中は貸切バスによる移動とすること
- ・ 1日目の昼食と夕食、2日目の昼食について参加者の人数分を用意すること
- ・ 集合場所までの移動及び解散場所からの移動については、参加者区分ごとに以下のとおりとすること

○新潟県在住の大学生（5名程度）

新潟駅から集合場所（鶴岡駅または酒田駅）、解散場所（鶴岡駅または酒田駅）から新潟駅までのJR運賃を参加者に支給すること

【想定ダイヤ】（往路）新潟08:23→鶴岡10:13→酒田10:32

（復路）酒田16:03→鶴岡16:22→新潟18:10

※宿泊予約及び宿泊費については参加学生自身の対応

○庄内地域の大学生（15名程度）

1日目・2日目とも日帰りとするため、庄内管内の指定場所（駅・大学等）を乗降場所として、貸切バスにより送迎を行うこと

(8) 参加費

無料（ただし、新潟県在住大学生の宿泊費については参加者負担）

(9) 参加者募集・管理

- ・ 参加者募集チラシ（ツアープログラム掲載）を作成し、参加対象者に向けた効果的な広報を行い、参加者を確保すること
- ・ 募集チラシ等については、発注者と内容を協議し、発注者の了解を得た上で作成すること
- ・ 発注者と調整の上、以下の参加者管理を行うこと
 - ①参加申込用フォームの開設
 - ②参加者からの申込受付・参加者名簿の作成
 - ③参加者への事前説明、サポート等の連絡調整

(10) アンケート

- ・ 参加者にアンケートを実施、集計し発注者へ報告すること
- ・ アンケートは、受託者が提案の上、発注者と協議して作成し、実施すること

(11) 旅行傷害保険、安全対策等

- ・ 実施中における事故等に対応可能で、死亡・後遺障害、入院・通院をカバーする内容の旅行傷害保険に加入すること
- ・ 実施中は、休息場所の設定や定期的な水分補給の呼びかけ等、適切な熱中症対策を行い、体調不良者発生等の緊急事態には適切な措置が講じられるよう、参加者の安全対策に十分努めること

(12) 企画・打合せ

- ・ツアー内容の企画検討、調整、現地打合せ等については、発注者及び企画関係者と綿密に連絡調整した上で実施すること
- ・ツアー内容の企画検討においては、参加対象である大学生等の意向を汲み入れるための意見交換の機会を設定すること（意見交換に参加する学生の参集は発注者が行う）

5 経費負担

委託費の対象経費は、当該業務に要する一切の経費とする。ただし、ツアー当日に同行する発注者、受託者にかかる経費（飲食費等）については対象外とする。

6 業務完了報告

委託業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を作成し提出すること（電子データを電子メールにて提出）。業務完了報告書は、ツアー実施概要の記録及び実施状況（写真等）、アンケート結果分析等を内容とすること。

7 留意事項

- (1) 委託業務の実施に当たっては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別記「個人情報特記事項」を遵守すること。
- (3) 事業実施により得た情報（個人情報含む）等については、全て県に帰属するものとする。
- (4) 本業務で使用する画像・映像等の著作権、肖像権等の処理及び調整については、本業務の受託者が行うこと。
- (5) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (6) 本仕様書に記載の業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (7) 本事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して委託事業の収入及び支出を記載し、委託料の用途を明らかにしておくこと。
- (8) 本委託業務一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に発注者に協議し、承認を得なければならない。
- (9) 委託事業に係る関係書類は委託事業終了後5年間保存すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。